資料 5

橿原市こども計画

たたき案

令和６年●月

奈良県　橿原市

目 次

第１章 こどもをとりまく社会情勢 1
（１）社会的な背景 2
（２）こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要 2
（３）子ども・子育て支援法の改正 4
第２章 こども計画の概要 5
（１）こども計画策定の背景 6
（２）計画の期間 6
（３）計画の構成 7
（４）計画の対象 8
（５）計画の策定体制 9
第３章 橿原市の現状と課題 11
（１）本市の現状 12
（２）これまでの取り組みの評価と課題 18
（３）新たに実施したアンケート調査結果からみえる傾向と課題 24
第４章 大切にしたい考え方 27
（１）基本理念 28
（２）基本目標 29
（３）施策体系 30
（４）各施策の方向性と該当する事業・取り組み 31
（５）重点施策 39

第 5 章以降は 11 月のこども・子育て会議にて審議予定

第1章
こどもをとりまく社会情勢

（１）社会的な背景

現在のわが国は人口減少が速いスピードで進んでいますが、その要因として、晩婚化や晩産化を背景とした出生数の減少に伴う少子化の進行を挙げることができます。

このような傾向は全国各地でみられ、少子化の抑制・解消が地方自治体における喫緊の課題となっている一方、実際に子育てに携わる方々は、子どもを育てることについて様々な不安を抱えていることも明らかになっています。

これまでも、待機児童問題や虐待問題などが社会的に注目されてきましたが、近年は子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな課題も顕在化しており、複雑化・多様化する子育て支援へのニーズに応えていくことが、行政をはじめとした公的機関の課題となっています。

以上のような社会情勢のもと、令和５年４月１日より、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、また、その実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足しました。

加えて、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が令和５年 12 月 22 日に閣議決定され、その中で、常に子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指して施策を進めていくことが示されました。

（２）こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要

①こども基本法

令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

1　すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
2　すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
3　すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
4　すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
5　子育てをしている家庭のサポートが十分に行われることで、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
6　家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

②こども大綱

こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こどもまんなか社会について

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」。

③こどもの居場所づくりに関する指針

「地域のつながりの希薄化」や「不登校など、複雑かつ複合化したこどもを取り巻く環境の厳しさ」、「価値観の多様化」等、子どもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、子どもたちにとっても「自分の居場所」があることは幸せな状態（ウェルビーイング）で成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域における「居場所づくり」に関する取り組みを更に推進していくため、子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方が示されています。

【理念】

●全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する

【こどもの居場所づくりにおける４つの基本的な視点】

・ふやす　～多様なこどもの居場所がつくられる～　・つなぐ　～こどもが居場所につながる～

・みがく　～こどもにとって、より良い居場所となる～　・ふりかえる　～こどもの居場所づくりを検証する～

【各視点に共通する事項】

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

② こどもの権利の擁護

③ 官民の連携・協働

④子どもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は子どもも「ひとりの人間として人権(権利)をもっている、権利の主体」であるという考え方を国際的に保障するために定められた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。また、子どもを育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援することも書かれています。

【基本理念】

1　すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます

2　子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3　すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4　子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【子どもの権利条約の４つの原則】

●差別の禁止（差別のないこと）　●子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

●生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

●子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

（日本ユニセフ協会ホームページより抜粋）

（３）子ども・子育て支援法の改正

令和６年６月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正法により、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」等の施策が推進され、これらの給付等を支える財政基盤として子ども・子育て支援金制度等が創設されることとなりました。(改正の全体像は資料編「(４）子ども・子育て支援法の改正概要」に掲載しています。)

「こども未来戦略」について

令和５年 12 月に策定された、国のこども・子育て政策の方向性を定めた戦略で、「**若者・子育て世代の所得を増やす**」「**社会全体の構造や意識を変える**」「**すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく**」という３つの基本理念のもと、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すこととしています。

第2章
こども計画の概要

（１）こども計画策定の背景

こどもまんなか社会の実現に向けて

橿原市（以下、「本市」といいます。）では、誰にとっても子育てしやすいまちであるために、これまでも様々な取組を進めてきました。令和２年３月には、本市におけるこども施策の方向性や教育・保育サービスの提供体制について記した「橿原市第２期 子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」といいます。）を策定し、「子育てロマンのまち　かしはら」という基本理念のもとで、計画的にこども施策を推進してきたところです。

このたび、前回計画が令和６年度をもって最終年度を迎えるにあたり、新しい時代の流れや国の施策へ対応することと、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの目的を実現するために、「子どもの貧困対策推進計画」や「子ども・若者計画」を内包した、「こどもまんなか社会」を実現するための本市における方針である「橿原市こども計画」（以下、「本計画」といいます。）を、計画の当事者である子どもや若者、子育てをしている保護者・養育者の意見も踏まえながら策定しました。

（２）計画の期間

本計画の基本となる「こども大綱」が５年程度で見直しを行うことを受け、本計画の期間も令和７年度から令和 11 年度の５年間とします。

令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
橿原市第２期 子ども・子育て支援事業計画			橿原市こども計画（本計画）				

（3）計画の構成

本計画は、本市のまちづくり全般の方向性を定める「橿原市第４次総合計画」及び少子化対策に関する取り組みの方向性を定める「第２期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、こども施策に関連する分野の方向性を定めた各種計画と整合性を図りながら進めていくものです。

▼他分野との関係性のイメージ

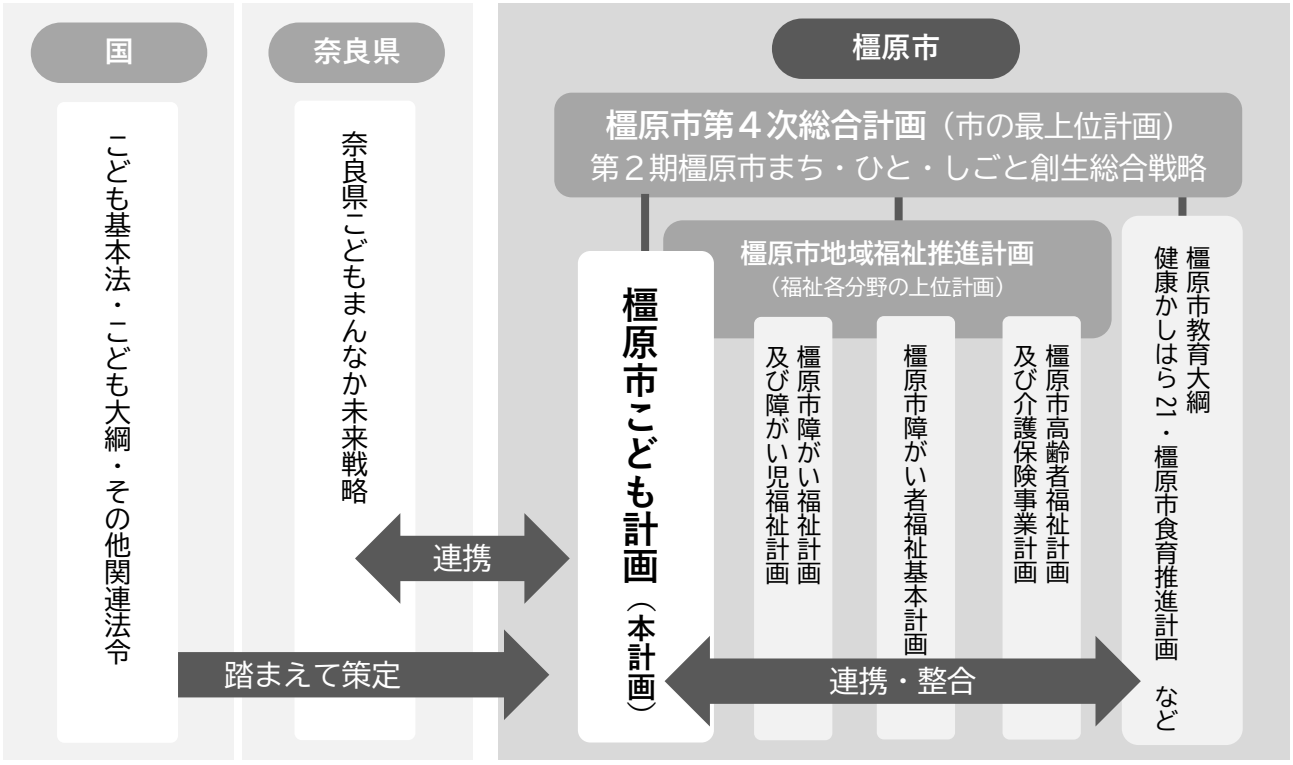

こども計画が包含する内容

子ども・子育て支援事業計画（根拠法：子ども・子育て支援法（H24.8））
保育・教育サービスのニーズ予測に基づく、将来のサービス提供体制確保の方策を定める計画

次世代育成支援行動計画（根拠法：次世代育成支援対策推進法（時限立法 H15.7～R17.3））
子育て支援や仕事と家庭の両立など、安心して子育てができる環境整備に向けた取り組みを定める計画

成育医療等基本方針に基づく計画（根拠法：成育基本法（H30.12）に基づく「成育医療等基本方針」が該当）
出生から、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、必要な支援を切れ目なく提供する体制を確保するための計画

子どもの貧困対策推進計画（根拠法：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（R6.9.25））
家庭の状況によらず、すべての子どもが平等に進学・発育できるよう、多分野が連携して子どもの未来を保証する計画

子ども・若者計画（根拠法：子ども・若者育成支援推進法（H21.7））
すべての子どもや若者の健やかな成長と自立を目指し、子ども・若者育成支援施策を総合的・体系的に推進することを目的にした計画

（4）計画の対象

本計画は、子どもや若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

若者の対象年齢については、いわゆる「ポスト青年期」を含めた 40 歳未満程度としますが、下記の「こども基本法」「こども大綱」の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

なお、本計画では、基本的に 18 歳までの方を「子ども」、19 歳から 39 歳までの方を「若者」と記載し、子ども・子育て支援事業計画の根拠法における定義内容との整合性を図っています。

また、本計画は「こども基本法」や「こども大綱」に基づき策定しているため、本計画の対象者である 39 歳までの子どもや若者本人の総称として「こども」と表現しています。

▼本計画の根拠法などにおける「子ども」と「こども」の定義（各法令等からの抜粋）

子ども・子育て支援法

➡「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者

こども基本法

➡「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう

こども大綱

➡こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

（５）計画の策定体制

①アンケート調査

教育・保育サービスに対するニーズや、本市のこども施策に対する思いをうかがうため、以下のアンケート調査を実施しました。

※★のついている調査に関しては、本計画策定にあたり、新たに実施した調査

ア．橿原市の子ども・子育てに関するアンケート調査

・調査対象：①市内在住の就学前児童保護者
　　②市内在住の就学児童保護者
・調査時期：令和５年 11 月８日～11 月 30 日
・調査方法：オンライン上での回答フォームを通じた本人回答方式
・回収状況：①就学前児童保護者…1,131 件（回収率：40.4%）
　　②就学児童保護者…1,614 件（27.7%）

イ．小学５・６年生対象アンケート調査　★

・調査対象：市内小学校の児童（５～６年生）
・調査時期：令和５年 11 月８日～11 月 30 日
・調査方法：オンライン上での回答フォームを通じた本人回答方式
・回収状況：1,461 件（回収率：71.5%）

ウ．子どもの生活実態調査　★

・調査対象：市内在住の小学５年生・中学２年生の児童生徒及びその保護者
・調査時期：令和６年７月１日～７月 19 日
・調査方法：紙面調査票の郵送配布・郵送回収による本人回答方式
・回収状況：673 件（回収率：47.9%）

エ．子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査　★

・調査対象：①市内在住の中学１・３年生および高校生相当年齢（15～17 歳）の方
　　②市内在住の 18～39 歳（若者世代）の方
・調査時期：令和６年７月１日～７月 19 日
・調査方法：紙面調査票の郵送配布・郵送回収による本人回答方式
・回収状況：①中学生・高校生相当年齢：671 件（回収率：39.9%）
　　②18～39 歳：407 件（回収率：30.8%）

②庁内での検討会議の開催

本計画の策定において、本市としての意思決定を行う協議体として、庁内関係部署の役職者で構成される「橿原市第１期こども計画策定にかかるワーキンググループ」「橿原市第１期こども計画策定にかかる庁内検討委員会」を開催しました。

③外部有識者等による「橿原市こども・子育て会議」の開催

本計画は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」に「子どもの貧困対策推進計画」や「子ども・若者計画」を内包しています。計画が網羅する分野や年代が拡大されたことを踏まえ、子どもの権利や貧困状況等に関する有識者、子どもの権利や貧困状況等に関する知見を有する外部団体を委員として追加しました。さらに、子育て当事者に加え、子どもや若者本人の意見を反映するために、市民公募で選出された 15～29 歳のこども・若者委員も追加した 20 名の委員により「橿原市こども・子育て会議」を開催し、計画内容についてご審議いただきました。

④パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画素案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的とするパブリックコメントを実施しました。

第3章
橿原市の現状と課題

（１）本市の現状

ここでは、本市の現状を示す基本的な統計データを掲載しています。そのほかの関連する統計データについては資料編に掲載しています。

①子どもや若者の人口は減少傾向にあり、今後も続くことが予想されます。

本市の子どもおよび若者の人口は減少傾向が続いており、令和６年４月１日時点で 18 歳未満人口は 16,823 人、18～39 歳人口は 26,367 人となっています。今後も減少が続く見込みで、各年代の増減率をみると、特に０～５歳人口が令和 12 年時点で 83%程度まで減少する予測となっています。

［表1］子どもや若者の人口の推移と将来推計

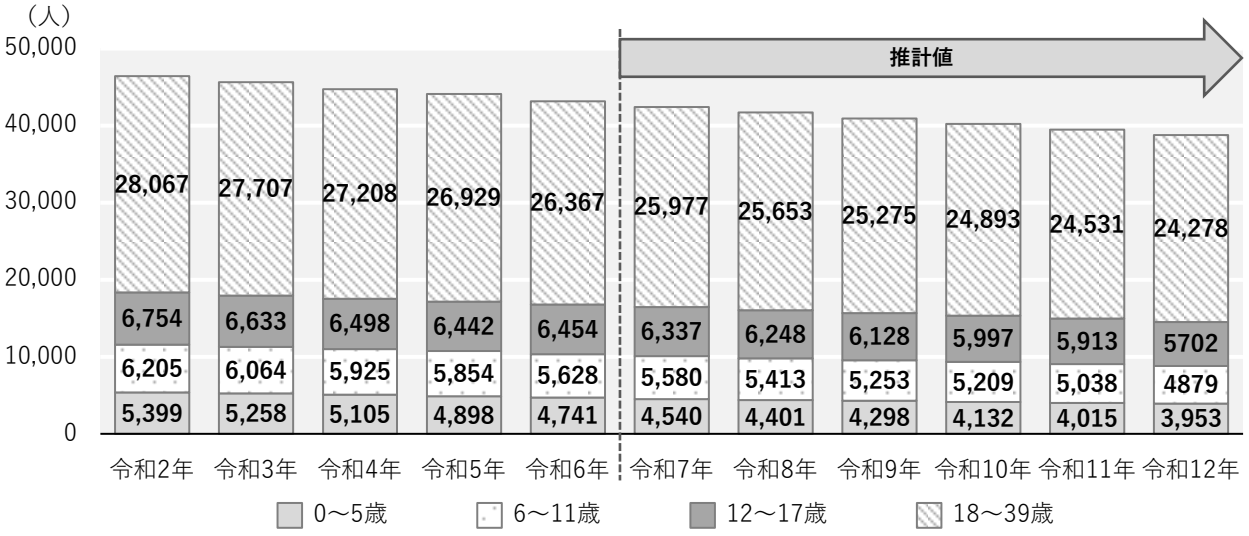

資料：橿原市「住民基本台帳人口」（各年 4/1 時点）　推計値はコーホート変化率法で算出しています。

［表2］令和６年を基準とした子どもや若者の将来人口の増減率

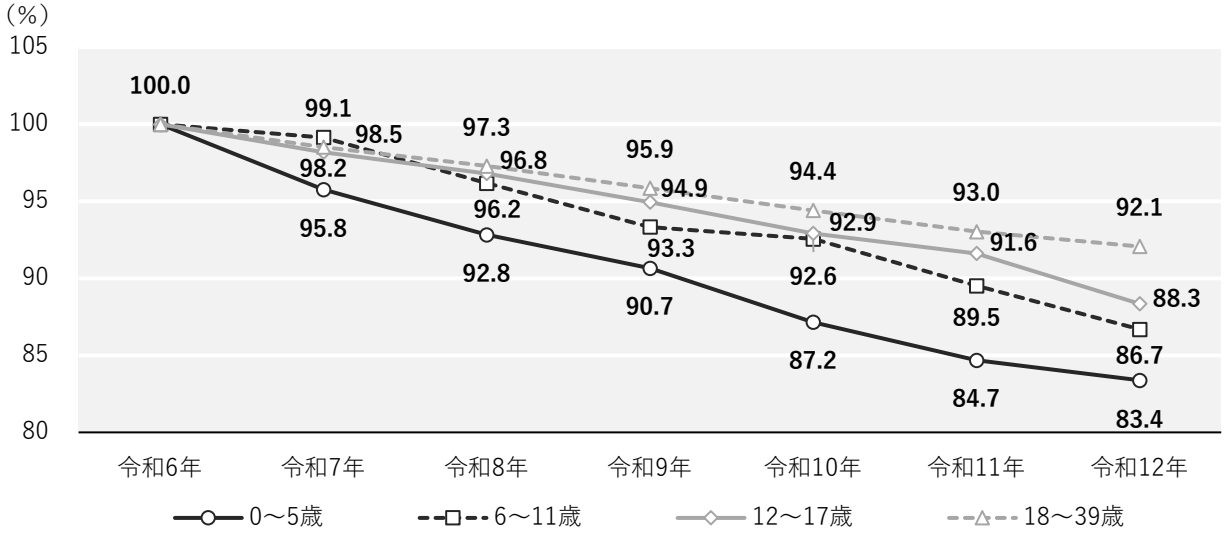

資料：橿原市「住民基本台帳人口」（各年 4/1 時点）　推計値はコーホート変化率法で算出しています。

②子どものいる世帯は少なくなっている一方、夫婦共働きの世帯は増加しています。

世帯類型をみると、近年は単独世帯および夫婦のみ世帯の占める割合が上昇傾向にあり、特に単独世帯は令和２年時点で全体の約３割を占めていることがわかります。

また、共働き世帯数は増加傾向にあり、夫婦ともにフルタイムで働いている世帯が継続して増加していることがわかります。

［表3］世帯類型別割合の推移

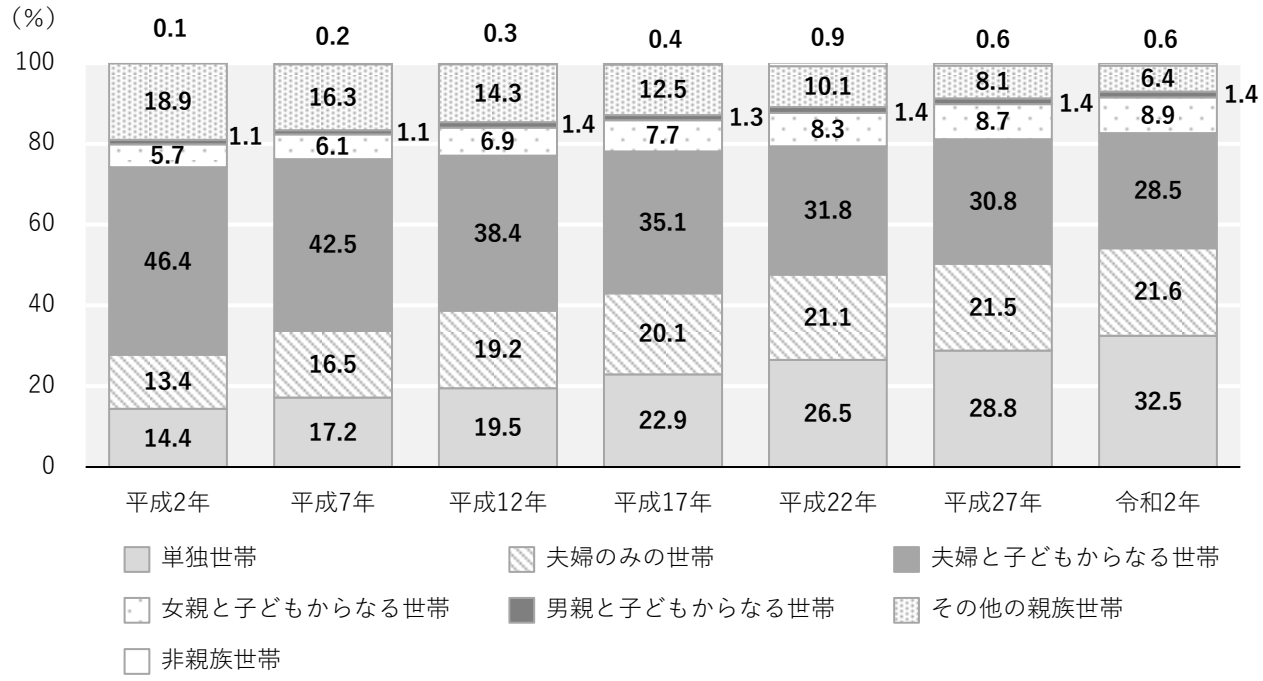

資料：総務省「国勢調査」

［表4］就労形態別でみた子どものいる共働き世帯数の推移

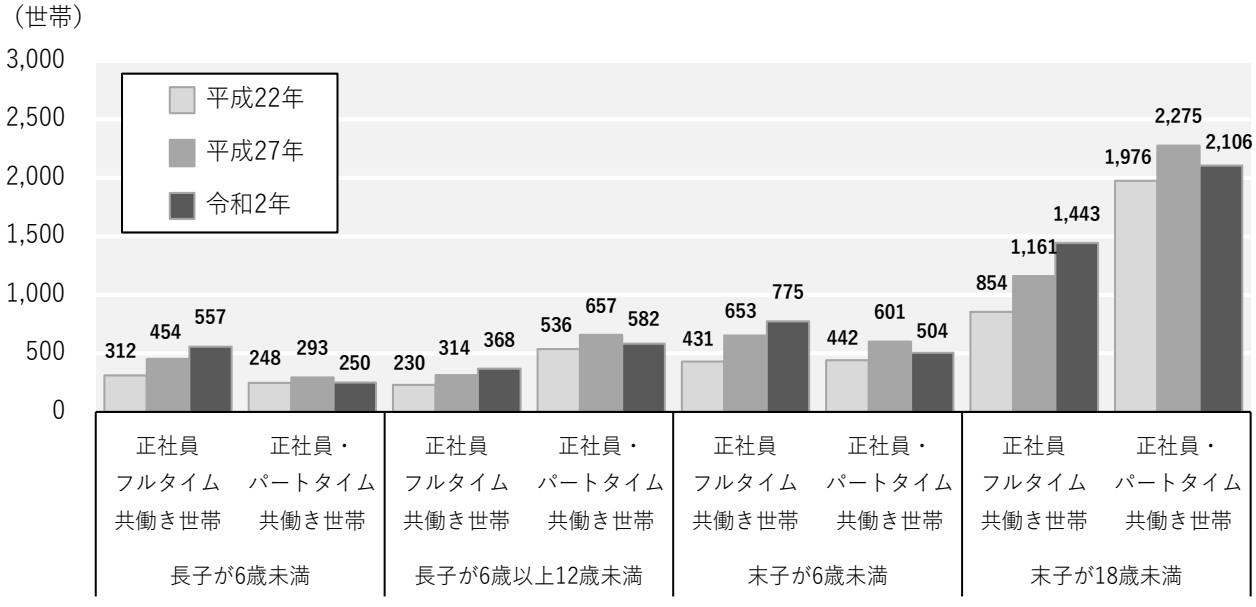

資料：総務省「国勢調査」

③配偶者のいる割合は低下傾向、配偶者のいる女性の出生率も低下傾向にあります。

有配偶率はここ 10 年で低下傾向にあり、男性・女性ともに、15～49 歳のすべての年齢層において有配偶率が低下していることがうかがえます。

15～49 歳女性の有配偶出生率も低下傾向で推移しており、ここ 10 年で４ポイント低下しています。これまでは一貫して奈良県平均より高く全国平均より低い水準となっていましたが、令和２年には全国平均に近い水準となっています。

［表5］男女別有配偶率（15～49 歳）の推移

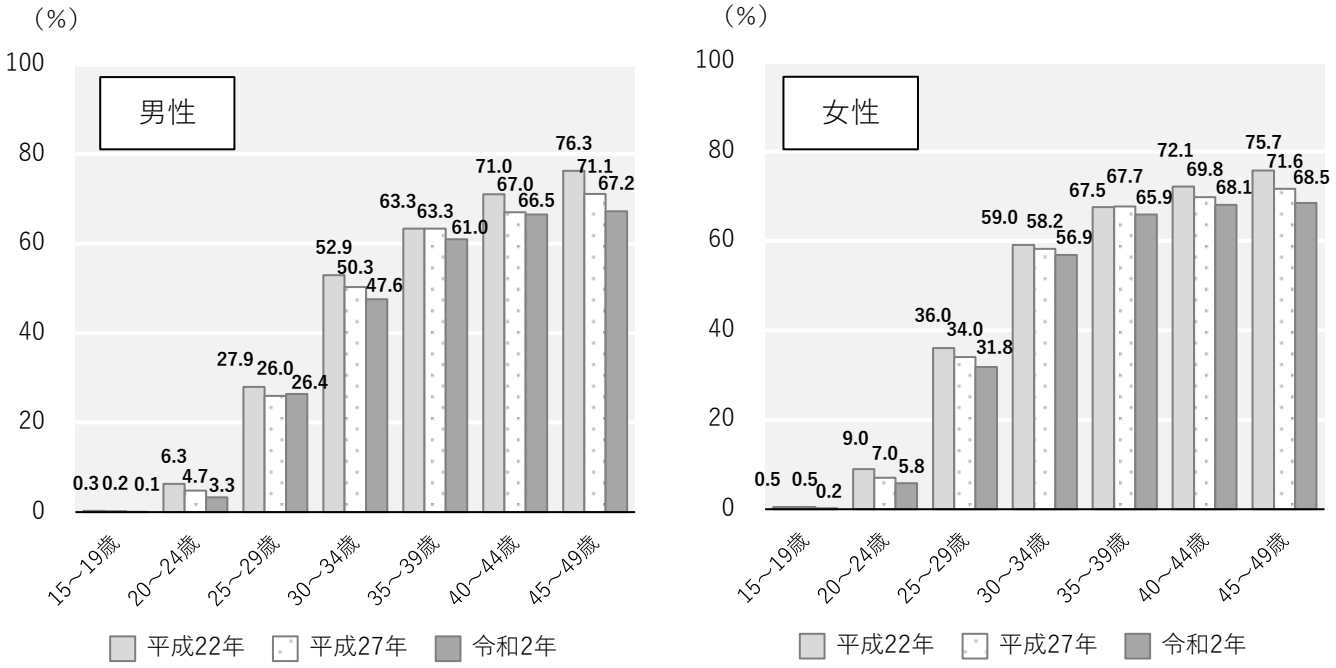

資料：総務省「国勢調査」　※有配偶率は「有配偶人口÷総人口」で算出しています。

※令和２年時点の日本の婚姻適齢は男性 18 歳、女性 16 歳となっています。

［表6］15～49 歳有配偶出生率の推移と比較

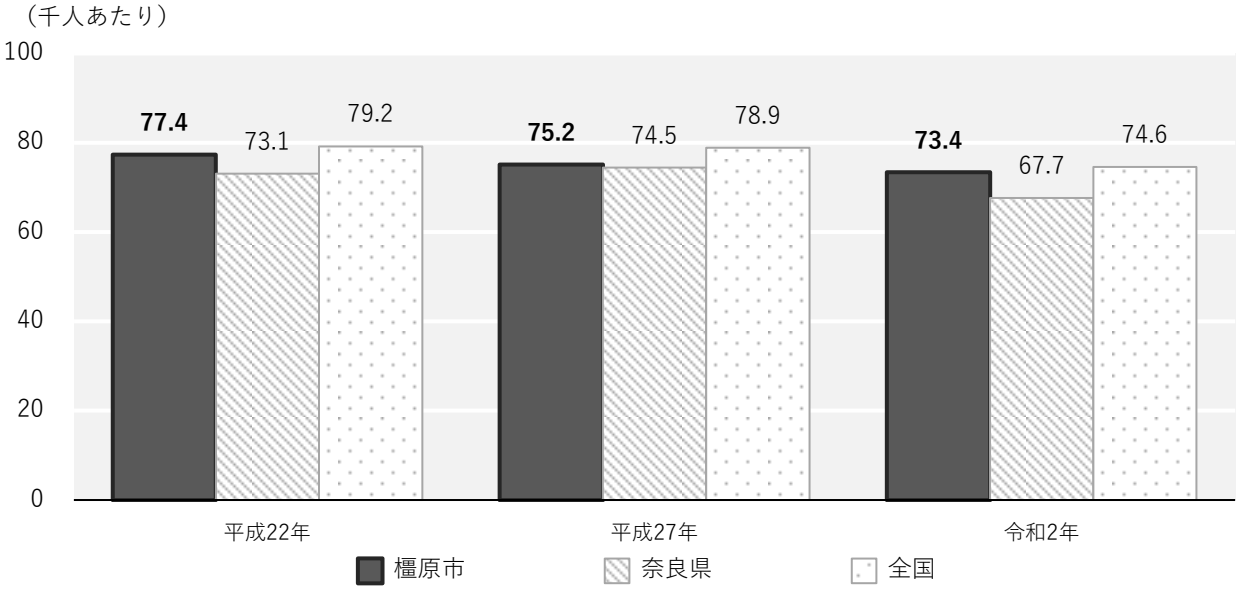

資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」

④男性の就業率は変化なし、女性の就業率は上昇傾向にあります。

本市の男性の就業率（総人口に占める就業者数及び休業者数の割合）の推移をみると、15～19歳の就業率が上昇していることがわかります。全国や奈良県と比較しても、15～19 歳の就業率が若干高いことが特徴となっています。

本市の女性の就業率の推移をみると、全ての年齢層において就業率が上昇していることがわかります。全国や奈良県と比較すると、全体として奈良県平均より若干高く、全国平均より若干低い状況となっています。

［表7］男性の就業率の推移と令和２年実績の比較

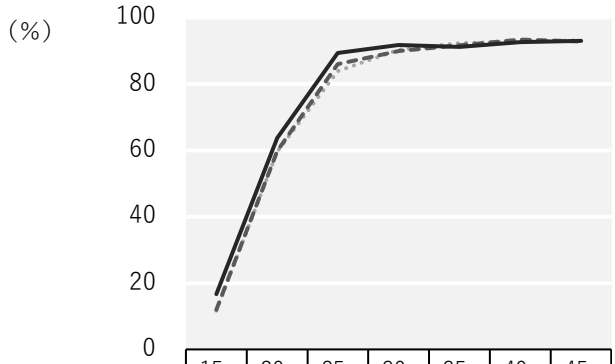

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
平成22年	11.7	59.6	83.9	90.3	92.3	92.7	93.2
平成27年	12.0	59.8	86.0	89.9	91.6	93.4	92.8
令和2年	16.7	63.7	89.3	91.7	91.2	92.6	93.0

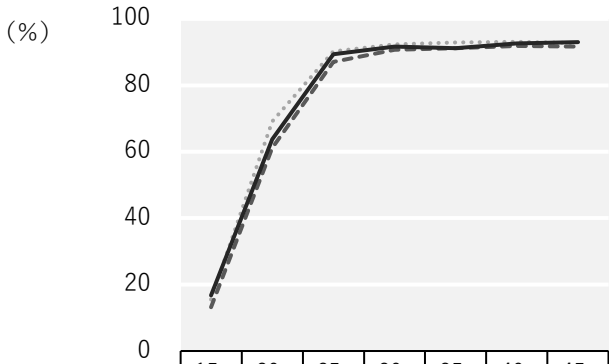

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
全国	15.5	69.1	90.3	92.4	92.9	93.1	92.7
奈良県	13.2	61.2	87.1	90.7	91.2	91.9	91.7
橿原市	16.7	63.7	89.3	91.7	91.2	92.6	93.0

資料：総務省「国勢調査」

［表8］女性の就業率の推移と令和２年実績の比較

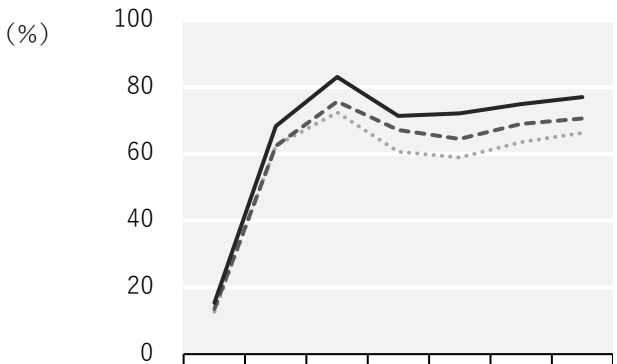

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
平成22年	12.7	62.5	72.4	60.7	58.9	63.6	66.3
平成27年	13.5	62.4	75.7	67.2	64.5	69.0	70.6
令和2年	15.4	68.4	83.0	71.4	72.2	75.0	77.1

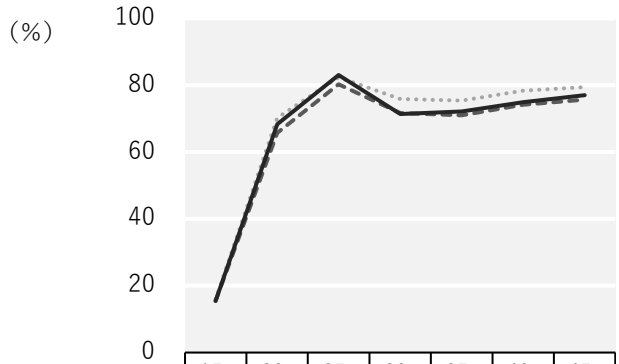

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
全国	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5
奈良県	15.4	65.7	80.3	71.7	71.0	74.2	75.7
橿原市	15.4	68.4	83.0	71.4	72.2	75.0	77.1

資料：総務省「国勢調査」

⑤保育園（所）の利用者は減少傾向にあるものの、利用率は高くなっています。

保育園（所）の利用者数は 1,900 人前後で推移しており、近年は人口減少に伴い利用者数が減少傾向にある一方で利用率は高く、依然として利用者数の多い施設となっています。

一方で、幼稚園の利用者数については一時的に増加はあったものの全体として減少傾向で推移しており、利用率も横ばいとなっています。

［表9］保育所（園）の利用者数の推移

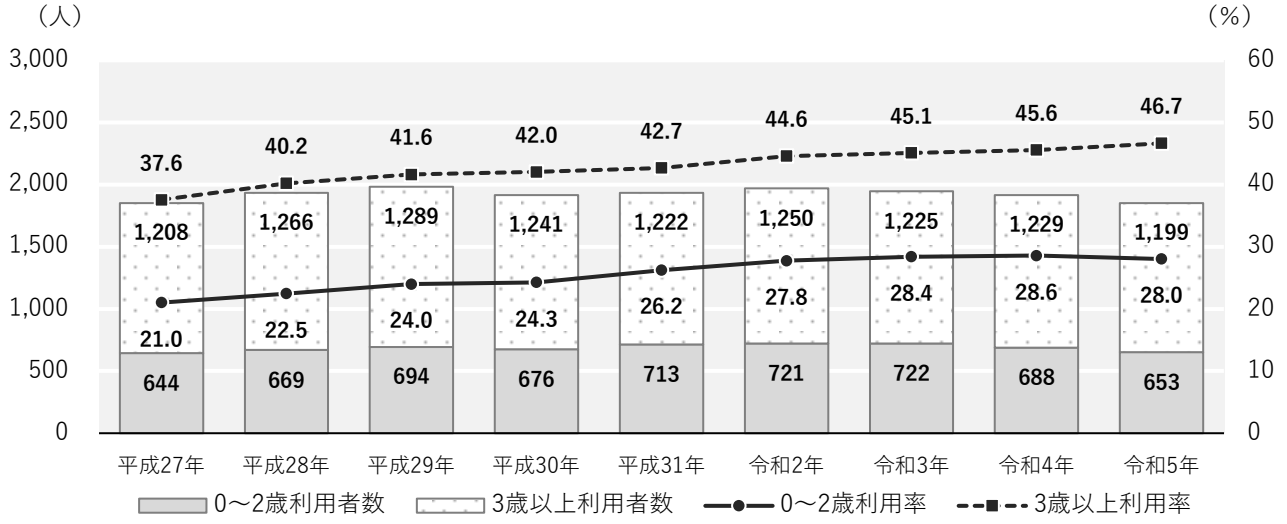

資料：橿原市こども未来課（各年 4/1 時点）　※入所児童数には、市外受託児を含めています。

※利用率は、「利用者数÷該当年齢の総人口」で算出しています。

［表10］幼稚園の利用者数の推移

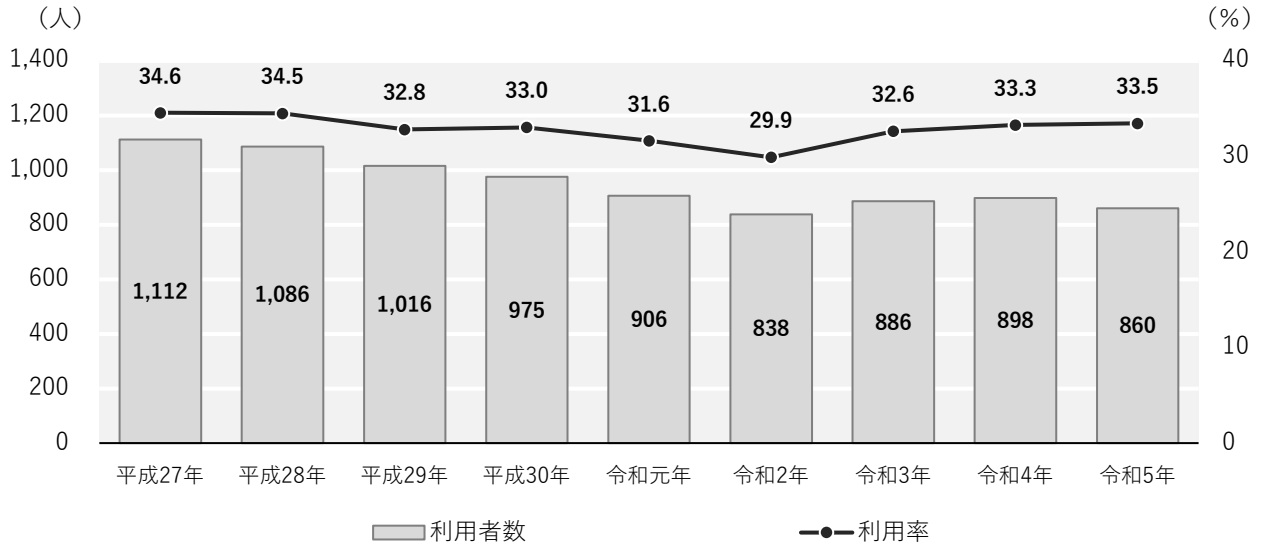

資料：文部科学省「学校基本調査」　※利用率は、「利用者数÷該当年齢の総人口」で算出しています。

⑥児童扶養手当の受給者数は年々減少しています。

児童扶養手当の受給資格者数および受給者数は減少傾向にあり、令和５年度時点で受給資格者数は 1,063 人、受給者数は 899 人となっています。なお、受給資格者数に占める受給者数の割合は、令和５年度時点で 84.6%で、比率は年々低下傾向で推移しています。

［表11］児童扶養手当の受給資格者数および受給者数の推移

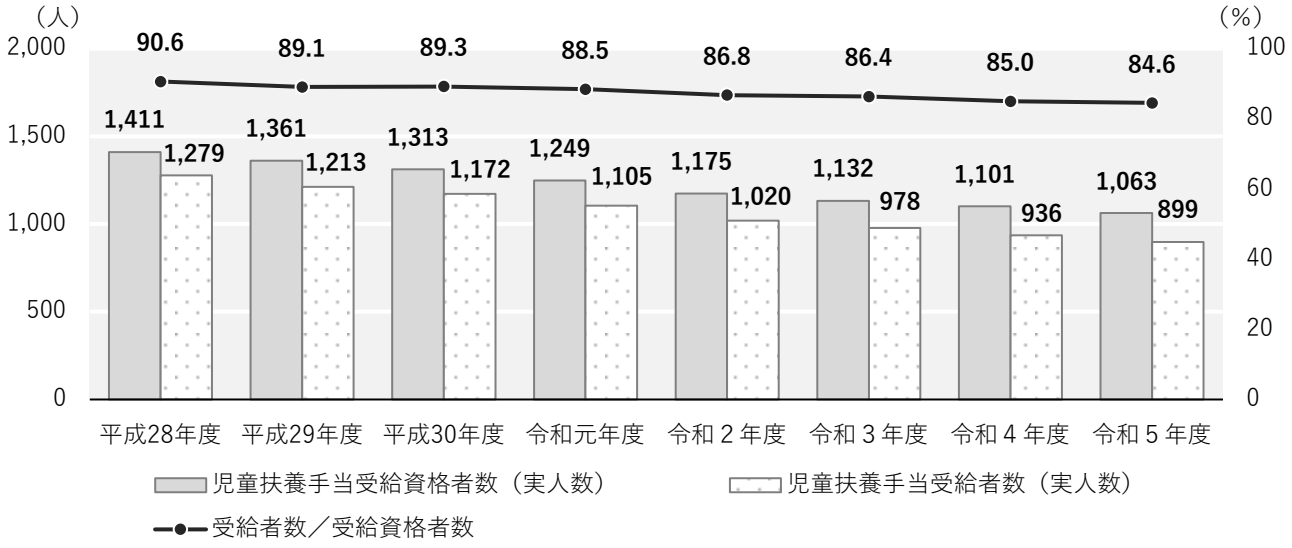

資料：橿原市こども未来課（各年度末時点）

⑦不登校状態にある子どもが年々増加しています。

不登校に該当すると考えられる児童・生徒数は増加傾向にあり、令和５年度時点で不登校児童数は 128 人、不登校生徒数は 198 人となっています。

［表12］不登校児童数及び生徒数の推移

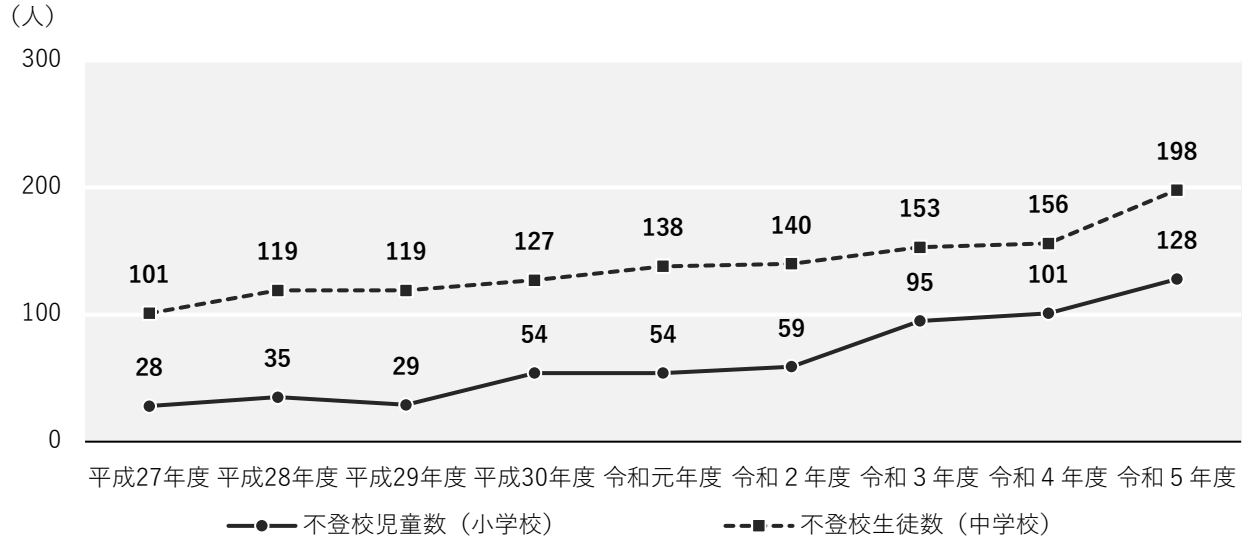

資料：橿原市学校教育課（各年度末時点）

（２）これまでの取り組みの評価と課題

前回計画に基づいて進めてきた取り組みについての評価結果や今後の課題について、関連するアンケート調査結果も踏まえながら整理しました。（関連するアンケート調査結果は資料編に掲載）

基本目標１　質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

▼主な取り組みと成果

【教育・保育における量と質の確保】

- 「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」に基づく教育・保育環境の整備を進めているほか、教育・保育の質の向上に向けた研修の実施や指導主事の配置などに取り組みました。
- また、新型コロナウイルス感染拡大への対応で制限が必要な時期もありましたが、現在は幼稚園や保育園（所）、認定こども園に通う子どもと就学児童・生徒との交流を実施し、子どもの発達や学びの円滑な接続をサポートしました。
- 国の基準では表れない実質待機児童については年々増加傾向にあったため、その一因である保育士不足解消を目的として、保育士定着支援金等の補助金を創設し、保育士の確保を図りました。
- さらに、特に待機児童の多い０～２歳児を保育する小規模保育事業所の誘致を行い、保育の受け皿の確保を図りました。

【多様な保育事業の提供】

- 保護者の負担の解消を図るための預かり保育や一時預かりのほか、多様化する保育ニーズに対応するための時間外保育事業、急病時のための病児保育事業や緊急時のための子育て短期支援事業など、多様な保育事業を提供しました。
- 一時預かりの Web 予約開始など、デジタル化による利用者の利便性向上を図りました。

【放課後の子どもの居場所づくり】

- 放課後児童クラブのニーズが高いことを受け、余裕教室など既存施設を活用した拡充を進めました。
- また、人権教育の視点も含めながら、地域未来塾や放課後子ども教室などを通じた地域学習や体験活動の機会提供の促進を図りました。

▼関連するアンケート調査結果

引き続き教育・保育の質・量の確保が必要

- 保育園等の施設やサービスについて、全体としては一定の満足度を感じていただいている一方、転園を検討したことがある方からの視点では、教育方針や保育者の信頼度について満足度が低い傾向がみられます。
- 特に低年齢児のための保育園（所）や認定こども園の利用希望が高くなっています。

放課後児童クラブのニーズが高まっている

- 就学後の放課後の過ごし方については、自宅で過ごさせたいという回答が最も高くなっている一方、低学年時点では放課後児童クラブ、高学年時点では習い事を希望する回答割合が高くなっています。なお、過去の調査と比較すると、低学年時点・高学年時点ともに放課後児童クラブの回答割合が上昇しています。

【課題】

これまでも、前回計画に基づいて教育・保育ニーズの高まりに対応してきました。子どもの人口減少が続く一方、共働き世帯は増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されることを踏まえると、就学前児童のための預かりの場に加え、放課後児童クラブも含めた受け皿の確保は引き続き進めていく必要があります。

国の待機児童の基準では表れない実質的な待機児童を正しく把握するための新しい基準を元に、これからも定期的に保育ニーズの把握を行っていくことが必要です。さらに教育・保育に携わる人材の不足が深刻になっていることも見据え、今後も人材確保・育成に注力していく必要があります。

基本目標２　すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

▼主な取り組みと成果

【妊娠期からの切れ目ない支援の提供】

●前回計画時より、利用者支援事業の基本型と母子保健型を連携して実施していました。令和４年度に子ども家庭相談室が設置され、同室内に母子保健に関する窓口を設置することで、より密な連携体制が整いました。

●さらに、令和６年４月より子ども家庭相談室と母子保健部門を一体化させたこども家庭課を新設し、「橿原市こども家庭センター」の機能を持たせることで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う体制を整備しました。

●また、引き続き、母子健康手帳交付時における保健師・助産師による面談をはじめ、子育てサポート事業（旧ママヘルプサービス）や妊婦健康診査、妊産婦相談・訪問指導、乳幼児健康診査など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供しました。

●両親学級の開催や学校教育における思春期教育の推進、かかりつけ医づくりの推進や休日夜間応急診療所の体制整備など、子育て世帯にやさしい環境づくりにも取り組みました。

●地域とのつながりの希薄化などに伴い、産婦の不安や負担感の高まりへの支援強化として、産後ケア事業を開始しました。また、不妊治療実施者数の増加などに伴い多胎妊娠が増加傾向にあることを受け、多胎妊産婦への支援強化として、多胎妊婦への妊婦健康診査費用補助の拡充や多胎産婦への子育てサポート事業（旧ママヘルプサービス）の回数増加を行い、相談以外の面でも支援を充実させました。

【相談支援体制の充実】

●子どもの発達や発育、食事や育児など、子育てに関する様々な悩みを、保健師や助産師、管理栄養士、心理相談員などの専門職と連携しながら相談できる体制を整え、子育てに携わる方の不安解消の充実を図りました。

▼関連するアンケート結果

妊娠・子育てへの不安は年々高まっている	夫婦で協力して子育てをする傾向が高まっている	家族・親族という世帯単位での子育てをしている方が増えている
●妊娠への不安があったと回答した割合は回答者全体の約５割で、過去調査より割合が上昇しています。 ●子育てに関する不安・負担感について、回答者全体の約４割が不安・負担感を感じていると回答しており、過去調査より割合が上昇しています。	●子どもの父親・母親の協力で子育てをしていると回答した割合が、過去調査と比べ高くなっています。 ●妊娠期におけるパートナーからの支援に満足していると回答した割合も過去調査と比べて高くなっています。	●不安や悩みの相談先としては、配偶者やパートナー、親族という意見が過去調査から継続して高くなっています。 ●インターネットや SNS で情報入手する方が年々増加している一方で、公的な支援を必要とする意見も一定数見られますが、３歳児未満の保護者が市の運営実施する相談機関の利用率が低くなっています。

【課題】

令和６年に設置したこども家庭センターを中心として、子どもに関するあらゆる悩みや不安を受け止められる体制を整備しました。アンケートでも、妊娠や子育てに対する不安の高まりや、家族・地域のつながりだけで子育てを進めていくことが難しくなりつつある傾向がうかがえることを受け、相談先の周知や関係組織・専門職等との連携強化を通じて、包括的に支援できる体制の強化を引き続き進めていく必要があります。

基本目標３　みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

▼主な取り組みと成果

【包括的な支援体制の強化】

●令和５年度から、こども広場・子育て支援センターにも子育て支援員を配置し利用者支援事業（基本型）を実施しており、包括的な支援体制の充実を図りました。

【子育てと仕事の両立に向けた情報提供】

●国や県、関係機関が発行する啓発パンフレットをふるさとハローワーク等の各所に配置したほか、働き方改革に伴う助成金等の制度内容を紹介した「橿原市事業者支援ガイドブック」の作成、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」制度等の情報を市ホームページで掲載するなど、子育てと仕事の両立を応援する職場づくりの意識啓発を推進しました。

【児童虐待防止のための体制づくり】

●保護や支援が必要な児童及びその家庭について、「橿原市要保護児童対策地域協議会」を活用し、各種会議を通じた関係機関等との情報共有、役割分担を行い、連携強化を図りました。

●保育士ＯＢ等の訪問支援職員が、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、専門的相談支援を行っているほか、家庭児童相談員が、日々電話や窓口、家庭訪問により相談に応じ、必要と判断した時には関係機関等との連携を行い、支援の充実に努めました。

▼関連するアンケート結果

地域の支援・公的な支援の双方を必要としている	子育てと仕事の両立支援を求める意見が増加	子育てにネガティブな感情をもつ保護者が増加
●回答者の半数程度が地域に支えられていると感じると回答している一方、回答割合は過去調査より低下しています。 ●支えてほしい地域の相手として、最も高いのは同じ世代の子どもをもつ保護者ですが、過去調査と比べると地域団体の人・ＮＰＯ・市役所の職員といった公的・専門的支援の提供を求める回答割合が上昇しています。	●充実を図ってほしい子育て支援として、企業に対する職場環境改善の働きかけを求める回答が過去調査と比べて高くなっています。 ●仕事と子育ての両立に関して、自身や子どもの急病時の対応、子どもと接する時間の減少、急な残業や転勤があること、時短勤務を選択できないことが大変なことと回答する方が多くなっています。	●子育てに困難を感じていると回答した割合や子育てに自信が持てないと回答した割合が、過去調査と比べ高くなっています。 ●子育てに関する不安・負担感を感じると回答した割合が、過去調査より高くなっています。不安や負担の内容は、子どもの教育やしつけが一番多くなっています。

【課題】

アンケートでは、子育て家庭に配慮した就労環境を求める意見が多くみられます。事業所への働き掛けが重要となるため、庁内での商工部門や県の労働部門との連携をいっそう強めていくことが求められます。

また、保護者自身が子育てに関してネガティブな感情を抱えながら過ごしていることが見受けられます。ネガティブな感情を持ち続けることが、児童虐待につながる恐れもあるため、学校をはじめとした関係機関との連携を通じて早期対応できる体制を強化していく必要があるほか、保護者のネガティブな感情を払拭するような、子育てにおいて最低限必要な子どもとのかかわり方についておとなたちに啓発していく必要もあります。

※前回計画の数値目標の達成状況については、資料編「（３）第２期橿原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」を参照してください。

（3）新たに実施したアンケート調査結果からみえる傾向と課題

前回計画策定時には「就学前児童保護者・就学児童保護者」を対象としたアンケート調査のみ実施していましたが、本計画の策定にあたり新たに「子ども本人や若者本人」を対象としたアンケート調査（9 ページ「①アンケート調査」における調査種類イ～エが該当）も実施しました。評価検証の結果以外に、新たに実施した調査結果からみえてきた本市の課題を整理しました。

①子どもの主体性を尊重した関わりを浸透させる必要があります

（「小学５・６年生対象アンケート調査」結果より分析）

○自尊感情が低くなるにつれ、学校に通うことを楽しいと思えなくなる傾向や、将来についてのビジョンを描きにくくなる傾向がみられます。子どもが希望をもって日々を過ごすことができるよう、親子で楽しい時間を一緒に過ごすことや、必要な時には叱るなど、子どもが喜び、成長につながるような関わりを持つことが大切であると考えられます。

○おとなに心がけてほしいことについては、身体的・精神的な危害から子どもを守ることを重視する意見が多くみられますが、自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ、他の子どもと比べないことや口出ししすぎないことの割合が高くなっています。子どもの自主性を考慮した関わり方が、子どもの自尊感情や主体性に影響を与えている可能性があるため、子どもとの関わり方について、ＳＮＳなどを通じて保護者に周知していくことや、保護者をはじめ、子どもと関わるおとなにも「子どもの権利」について知っていただくための機会を提供していくことが必要となります。

②すべての子どもが平等に機会を与えられるよう支援する必要があります

（「子どもの生活実態調査」結果より分析）

○調査結果では、経済的に厳しい世帯の子どもは、学力や社会性、心身の発達などの様々な面において厳しい環境に置かれている傾向がみられました。特に、学習面では、塾など学習支援サービスの利用に加え、動物園や博物館などの利用、家族旅行などが含まれる文化的な活動の経験といった、利用・経験の有無が世帯の経済状況に左右されるような要素が子どもの学力保障に一定の役割を果たしている可能性がうかがえます。学歴と収入には相関があり、また、貧困状態は世代にわたって継続する可能性が高いこと（貧困の連鎖）も指摘されていることを踏まえると、連鎖を断ち切るための支援を提供することが強く求められます。

○経済的な理由で医療機関への受診をためらうこと、虫歯の治療が進んでいないこと、保護者自身の心身の健康状態がよくないことなどが、経済的に厳しい世帯ではうかがえます。また、経済状況だけでなく、保護者自身の健康状態や教育・経験もまた子どもの発育に影響を与えている可能性が調査結果よりみられました。

○すべての子どもが学力や社会性、心身の健全な発育が保障されるためには、経済状況をはじめ、子どもが置かれる世帯環境に関わらず、教育や人とのつながり、保健医療など、子どもの成長に不可欠な要素や機会に平等にアクセスできる環境を充実させていくことが必要であると考

えられます。特に、学校外で子どもの学力を保証できるような機会の提供、経済状況によらず多様な経験ができる機会の提供、誰でも安心して気軽に利用できる居場所の提供、経済的支援制度の周知と浸透などを一層進めていく必要があると考えられます。また、保護者自身が余裕をもって子どもと向き合うことができるよう、保護者に寄り添った支援の提供、ワークライフバランス推進に向けた啓発など、精神的・経済的負担を軽減できる支援も必要となります。

③若者の将来を保証できる支援を推進する必要があります

（「子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査」結果より分析）

〇自尊感情の高低は、特に子どもや若者の人間関係構築において関連していることが、本調査でも同様にうかがえます。良好な友人関係の構築、悩みや不安を抱えた際の相談相手の有無などにおいて、自尊感情が高い場合に肯定的な回答傾向がみられた一方、自尊感情が低い場合、友人関係を含む様々な人間関係を否定的にとらえる傾向や、悩みを抱えた場合、誰にも相談できずに抱え込んでしまう傾向がみられました。

〇将来に対する考え方についても、自尊感情が高いほど将来に希望を持ち、人間関係の構築や新しいこと・困難なことへの挑戦に意欲的な傾向がみられる一方、自尊感情が低い場合、個人の時間を大切にしたいと考える傾向がみられます。また、結婚観にも違いがみられ、自尊感情が高い場合、結婚したいという思いが強く、家族を持つことに喜びを感じる傾向がみられました。

〇本調査では、引きこもりの背景についても分析をしています。引きこもりに該当すると思われる回答者については、自尊感情が特に低くなっている傾向がみられますが、引きこもりになったきっかけとして、環境の変化、特に中学校への進学による変化からの不登校という背景がうかがえます。自分自身が我慢をすることが多かったという回答も多くなっており、該当する方は、自身の尊厳や主体性を尊重されることが重要であると認識していることもうかがえます。

〇子どもや若者の未来を保証するための第一歩として、子どもや若者自身が将来に対して肯定的なビジョンを描くことができるよう、その主体性を尊重しつつ、自尊感情を育んでいくことが必要になると考えます。そのためには、保護者をはじめ、子どもや若者と関わるすべての主体が、子どもの尊厳や主体性を重んじる基本理念である子どもの権利について理解して行動するようになることが重要です。特に、子どもの権利についての周知啓発、保護者と子どもの関係性構築のサポート、いじめや虐待など子どもの権利を不当に侵害する行為の防止や早期対応に向けた体制の強化、子ども一人ひとりの特性に応じた支援体制の充実などが必要となってきます。

第4章
大切にしたい考え方

（１）基本理念

こどもの笑顔と未来をはぐくむまち　かしはら

本市では、これまで、子ども・子育て支援の基本的な考え方として「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念に掲げ、子どもを安心して産み育て、子どもも保護者もともに成長し、未来に夢や希望が持てるまちの実現に向けて取り組んできました。

しかし、子どもや子育て家庭、そして次代を担う若者を取り巻く環境は、ますます複雑化・多様化しています。今後は、子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者にとって最善の利益が配慮されるとともに、どのような立場や境遇であろうとも、子どもや若者、子育て世帯の権利が守られ、そして、子どもや若者が夢や希望を持ちながら、社会で活躍できるよう成長を支える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、総合的なこども施策を推進することが重要です。

こうした背景を踏まえ、本計画８ページでも記載しているとおり、本市ではこども基本法の考え方を踏まえた「こどもの笑顔と未来をはぐくむまち　かしはら」を新たに本計画の基本理念として掲げ、子どもや若者の権利が保障され、希望する未来が実現できるとともに、新たな出会いやつながりを楽しみ、まち全体が一丸となって子どもや若者の未来をはぐくんでいくまちの実現を目指します。

（2）基本目標

1 子どもや若者を支える取り組みの推進

施策テーマ
①乳幼児期の支援　②学童期・思春期の支援
③青年期の支援　④特別な支援を必要とする子どもや若者への支援
⑤子どもの権利を守る取り組みの実施

子どもや若者の成長を包括的に支援するため、乳幼児期から学童期・思春期、青年期にかけて、各段階に応じた適切な支援を提供します。また、特別な支援を必要とする子どもや若者への支援も提供するとともに、子どもの権利を守る取り組みを徹底することで、全ての子どもが安心して成長できる環境を整えます。これらを通じて、子どもや若者が社会の一員として自分らしく生きる力を育み、未来に向けて希望を持てる社会を実現します。

2 家庭を支える取り組みの推進

施策テーマ
①妊娠期・出産期の支援
②子育て世帯への支援
③要支援者への支援

家庭を包括的に支援し、安心して子育てができる環境を整えるため、妊娠期・出産期において、母子の健康と安心を確保するための切れ目ない支援体制を強化します。また、多様な子育て支援として、家庭の多様なニーズに対応し、地域や社会全体で子育てを支援する体制を整備します。さらに、経済的・社会的に困難を抱える家庭や個人に対して、適切なサポートを提供し、孤立を防ぐことを目指します。これらを通じて、家庭が抱えるさまざまな課題に対応し、子どもや若者の健全な成長と家族の幸福を支える社会を実現します。

3 子どもや若者を支える地域・社会の構築

施策テーマ
①安全で安心して暮らせる環境づくり
②地域における交流や活動の場の充実
③子育てを支えるネットワークや仕組みの強化

子どもや若者が安心して成長できる地域・社会を構築するため、子どもや子育て世帯にやさしい都市環境の整備を進めつつ、犯罪や災害に対する対策を強化し、住民が安心して暮らせる地域を目指します。また、世代を超えた交流の機会を増やし、地域コミュニティの絆を深めるとともに、行政や民間団体、地域住民が連携し、子育て家庭を包括的に支援する体制を整えます。これらを通じて、地域全体で子どもや若者の成長を支える社会を実現します。

（3）施策体系

基本理念	基本目標	施策テーマ	取組項目	事業概要掲載
こどもの笑顔と未来をはぐくむまち　かしはら	基本目標１ 子どもや若者を支える取り組みの推進	①乳幼児期の支援	ア．教育・保育事業の充実	1-①-ア
		②学童期・思春期の支援	ア．学校環境の充実 イ．体験機会の提供 ウ．社会で活躍できる人づくり エ．子どもが自分らしく過ごせる居場所の提供 オ．青少年の健全な育成を支える環境の整備	1-②-ア 1-②-イ 1-②-ウ 1-②-エ 1-②-オ
		③青年期の支援	ア．若者の未来を支える支援の充実	1-③-ア
		④特別な支援を必要とする子どもや若者への支援	ア．子どもや若者の発達に関する支援の充実	1-④-ア
		⑤子どもの権利を守る取り組みの実施	ア．人権意識の普及啓発 イ．多様な性のあり方についての意識啓発 ウ．いじめ・不登校対策の強化 エ．児童虐待への対応の強化 オ．子どもや若者自身が意見を表明する機会の提供	1-⑤-ア 1-⑤-イ 1-⑤-ウ 1-⑤-エ 1-⑤-オ
	基本目標２ 家庭を支える取り組みの推進	①妊娠期・出産期の支援	ア．妊娠・出産支援 イ．成育医療	2-①-ア 2-①-イ
		②子育て期の支援	ア．地域子育て支援 イ．経済的支援	2-②-ア 2-②-イ
		③要支援者への支援	ア．子どもの貧困・ひとり親	2-③-ア
	基本目標３ 子どもや若者を支える地域・社会の構築	①安全で安心して暮らせる環境づくり	ア．都市環境 イ．安全対策	3-①-ア 3-①-イ
		②地域における交流や活動の場の充実	ア．交流・活動の促進	3-②-ア
		③子育てを支えるネットワークや仕組みの強化	ア．ネットワーク・連携 イ．推進体制の強化	3-③-ア 3-③-イ

（4）各施策の方向性と該当する事業・取り組み

基本目標１

①乳幼児期の支援

ア．教育・保育事業の充実（１－①－ア）

●就学前の子どもについて、市内の幼稚園や保育園（所）、認定こども園において教育・保育を適切に提供できる体制の充実を図ります。特に、希望する施設への就園が可能となるよう、市内施設の適正配置・整備を進めつつ、教育・保育環境の安全性の確保に努めます。

●保育士や幼稚園教諭の確保や育成、働き方改革の推進、ＩＣＴを活用したサービス利用者・提供者双方の利便性向上にも取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

保育園（所）入退所事務及び保育園（所）情報の提供／私立幼稚園・保育園への各種支援、病児保育事業、0～2 歳児第 2 子以降の児童の保育料完全無償化／多様な保育サービス、保育・教育の実施、安定した保育園（所）・幼稚園運営と適切な人員配置／保育所・幼稚園施設の維持管理・環境改善・防犯対策の強化／保育所・幼稚園の適正配置を実施／教育施設の再配置と公立幼稚園の再編

②学童期・思春期の支援

ア．学校環境の充実（１－②－ア）

●子どもへの平等な教育機会の提供に努め、子ども自身の主体的な学びを尊重した学習カリキュラムの充実を進めます。

●子どもの心身の健全な発育、安全な学習環境の維持整備に努めるとともに、子どもと関わる教職員の資質向上に取り組みます

▼該当する事業・取り組み

学校給食を活用した食育の推進と地場産物の活用促進／小中学校施設の適正管理、小中学校への予算の適正管理／教育施設の再配置／特色のある学校づくりへの支援、市指定研究会の実施、副読本の無償給与、水泳授業指導者の派遣、ICT 支援員の派遣／学校事務職員・用務員・非常勤講師・部活動の指導員の配置／小中学校における定期健康診断の実施、就学前健康診断の実施

イ．体験機会の提供（１－②－イ）

●様々な物事への関心の醸成、大人との多様な関わりにつながるような体験の機会について、市内の地域資源も活用しながら子どもや若者への提供を進めます。

▼該当する事業・取り組み

森林体験学習・木育教育の推進／図書などに関する資料の提供／スポーツを「する」「支える」活動の推進、生涯スポーツの場の創出、スポーツを「する」「支える」「応援する」機会の提供、／昆虫を中心とした自然体験の場の提供／児童館における遊びの場の提供

ウ．社会で活躍できる人づくり（１－②－ウ）

●子どもや若者が自身の能力を育み、様々な場面で発揮できるよう、子どもや若者の主体的な学びや活動を支えるとともに、その成果を表現できるような機会づくりを進めます。

▼該当する事業・取り組み

ALT の派遣、職業体験の機会提供／市民等の美術作品発表の場の提供／こども科学館の運営／文化財情報の発信等の企画・実施／博物館における展示、体験学習の企画・実施／今井地区に関する出前講座や社会科見学／地域生涯学習推進員の任命、地域における生涯学習の推進、地域教室の開催、子ども教室の開催／二十歳のつどいの開催及び実行委員会の運営、

エ．子どもが自分らしく過ごせる居場所の提供（１－②－エ）

●子ども自身が有する権利が守られ、自分らしく過ごせるとともに、人間関係の形成や学習支援の場ともなりうるような、安心できる場所の提供に取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

こども食堂などこどもの居場所作りへの支援／放課後児童クラブの充実、放課後児童クラブの運営補助／児童館における日常の居場所の提供

オ．青少年の健全な育成を支える環境の整備（１－②－オ）

●学校等におけるセクシャルハラスメントやインターネット上でのトラブルなど、子どもや若者を取り巻く有害な環境への対策を通じて、心と体への健全な発展を促し、豊かな人間性を育む環境づくりに取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

ICT 支援員の派遣、スクールセクハラの啓発活動と相談体制の充実／青少年センターでの相談実施、青少年の健全育成に係る啓発／犯罪や非行に陥った子どもの立ち直りの支援と犯罪や非行の防止活動を実施している保護司会・更生保護女性会への活動支援、“社会を明るくする運動”を保護司会と協働で実施、地域見守り活動で地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりの支援

③青年期の支援

ア．若者の未来を支える支援の充実（１－③－ア）

●就労機会の提供や相談支援を通じて、若者の社会への参画を支援します。

●結婚を希望する若者に対しては、出会う機会の提供や相談支援を行います。

▼該当する事業・取り組み

就労情報の提供、就労相談環境の整備、就労マッチング支援、労政関係法令の周知啓発／婚活サポーターとともに結婚相談を実施、イベントや縁結び制度の実施

④特別な支援を必要とする子どもや若者への支援

ア．子どもや若者の発達に関する支援の充実（１－④－ア）

●子どもや若者の発達段階に応じて、適切な支援を提供します。

●障がいを持つ子どもや若者に対して、障害福祉サービスや障害児通所支援などを提供できる支援を行います。

▼該当する事業・取り組み

子ども総合支援センターの維持管理・環境整備／子どもの成長段階に応じた総合的支援、就学前の発達相談・訪問支援、就学後の相談支援・訪問支援、適切な本人支援・きめ細やかな家族支援／児童発達支援事業所「かしの木園」における発達支援、かしの木園における利用者への支援／障がい者医療費の助成／障がい者支援に必要な自立支援給付と障害支援区分認定等の実施、精神障がい者の医療費助成、障がい児育成に必要な通所給付の支給決定等／障がい児（者）の状況や地域特性を考慮した事業の提供、インクルージョンな地域社会の推進

⑤子どもの権利を守る取り組みの実施

ア．人権意識の普及啓発（１－⑤－ア）

●子どもの権利をはじめ、様々な人権について子どものころから学ぶことのできる機会の提供に努めます。

●子どもだけでなく、保護者や若者、子どもや若者の支援に関わる方々に対しても、人権意識向上に向けた周知啓発を行います。

▼該当する事業・取り組み

「人権を考えるつどい」や啓発パネル展、街頭啓発の実施／飛騨コミュニティセンターにおける人権啓発の実施／大久保コミュニティセンターにおける人権啓発（展示）、地域への人権啓発の発信／人権教育の推進と人権意識の向上

イ．多様な性のあり方についての意識啓発（１－⑤－イ）

●性のあり方に関わらず、誰もが平等に尊重され、社会で活躍できるという認識を子どもや若者が持つことができるよう、教育の機会を提供します。

▼該当する事業・取り組み

性の多様性を考える講演会の実施／教職員に対する男女共同研修の充実、児童生徒に対する性の多様性に関する教育の推進

ウ．いじめ・不登校対策の強化（１－⑤－ウ）

●いじめの撲滅・早期発見・早期対応に向け、教職員をはじめとした、子どもと関わる方々の資質の向上に努めます。

●子どもの悩みに寄り添い、支えることのできる体制の充実に取り組みます。

●子ども自身が悩みを抱えたときに、周囲の大人や友達にＳＯＳを伝えることができるよう、いのちの授業などを実施します。

▼該当する事業・取り組み

「いのちの授業」の実施／児童生徒の相談体制の充実、いじめ等トラブルの早期発見、適応指導教室「虹のひろば」の設置・運営、不登校の児童生徒に対する支援、児童生徒指導強化活動の推進、「校外塾」（学習支援業務）の委託／「相談窓口一覧表」による周知、自殺対策に関する各課取組

エ．児童虐待への対応の強化（１－⑤－エ）

●虐待の防止・早期発見・早期対応を行うために、職員の配置や庁内・関係機関同士の連携強化などの体制充実に取り組みます。

●ヤングケアラーの問題について周知啓発を行うとともに、相談支援を実施します。

▼該当する事業・取り組み

子どもや家庭の相談支援、児童虐待対応と支援のためのネットワーク構築、入院助産に係る経費の公費負担、ショートステイ・トワイライトステイ、養育支援訪問、こども家庭センターの運営・ヤングケアラー相談窓口、妊産婦・乳幼児に対する全件状況把握や情報提供・相談・こども家庭相談ダイヤルの運用／ヤングケアラー実態調査の実施・分析、ヤングケアラーの周知啓発

オ．子どもや若者自身が意見を表明する機会の提供（１－⑤－オ）

●子どもや若者が市政の様々な機会において意見を表明できる機会づくりに取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

出前講座等の実施による若者の主権者意識の啓発／「こども・若者委員」の委嘱、子どもや若者の意見を聴取する仕組みづくり

基本目標２

①妊娠期・出産期の支援

ア．妊娠期・出産支援（２－①－ア）

●妊娠期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、妊娠・出産における心身の健康を支援するとともに、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めます。

▼該当する事業・取り組み

こども家庭センターの運営、各種母子に関する健診・相談・教室・訪問など、母子健康手帳の交付・妊娠届出時の面談・妊娠 8 か月・産後 1 か月・乳児家庭全戸訪問事業などを通じた全件状況把握と支援の実施、出産子育て応援給付金による経済的支援／入院助産に係る経費の公費負担、こども家庭相談ダイヤル／保険給付（療養給付、療養費・高額療養費等）、出産育児一時金の支給

イ．成育医療（２－①－イ）

●胎児・新生児からはじまる子どもや若者の成育過程における身体的・精神的な健康状態を維持するため、健（検）診の充実や健康増進に関する取り組みを推進します。

●次代の親づくりの基盤となる思春期保健の充実を図るとともに、パートナーとの関わり方をはじめとした性教育の提供にも取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

国民健康保険者を対象とした保健事業と特定健診の実施／学校教育における年齢に応じた性教育の推進、性感染症や薬物乱用等に関する学習機会の提供／子宮頸がん検診の実施／中高校生対象に性暴力やデート DV に関する学校出前講座の実施／定期予防接種の実施／休日夜間応急診療所の運営

②子育て期の支援

ア．地域子育て支援（２－②－ア）

●子育てに携わる保護者の身体的・精神的な負担軽減や、緊急時における預かり、情報提供や相談支援など、様々な子育て支援を提供します。

▼該当する事業・取り組み

「こども広場」「子育て支援センター」における年齢別行事の実施や交流、情報発信・交換の場の提供、就学前の子どもを対象とした一時預かり保育事業、ファミリーサポートセンター事業における依頼と援助のマッチング、窓口・電話での相談・子育て情報の提供、子育てに関する地域資源の把握と関係機関との連携／幼稚園・保育園（所）における一時預かり保育事業／中高校生対象の男女共同に関する出前講座の実施／最小限構成で読みやすい広報紙づくり・使いやすく、伝えやすいホームページづくり・配信内容に応じた適切な SNS ツールでの情報配信の実施／こども家庭センターの設置、こども家庭相談ダイヤルの運営

イ．経済的支援（２－②－イ）

●子育て世帯の経済的負担を軽減します。

▼該当する事業・取り組み

子どもの医療費の窓口負担金無償化、未熟児養育医療／児童手当の支給（高校生年代までの児童を監護する父母等対象）

③要支援者への支援

ア．子どもの貧困・ひとり親（２－③－ア）

●世帯の経済状況など、生まれ育つ環境によって左右されることなく、平等に様々な機会が提供され、希望する未来を実現できるよう、経済的なサポートや学習機会の提供などに取り組みます。

●ひとり親世帯についても、経済的・精神的負担が大きくなる可能性が懸念されることより、医療費等の一部助成など、生活の安定に向けた支援を実施します。

▼該当する事業・取り組み

中学校夜間学級の運営、夜間学級に就学する生徒への経費支援／就学困難児童生徒に対する支援／生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への経済的な自立支援、自立相談支援員による生活に問題を抱えた人を対象とした個別相談を通じた自立支援の実施（家計改善支援、就労支援、住居確保給付金の支給等）／生活保護制度による困窮者支援、生活保護制度にかかる相談支援／ひとり親家庭等医療費助成／ひとり親家庭等の母及び父の自立にむけた就労支援、資格取得の支援の実施／児童扶養手当の支給（該当年齢の児童を監護するひとり親家庭等の父母等が対象）、特別児童扶養手当の支給（中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を監護する父母等が対象）

基本目標３

①安全で安心して暮らせる環境づくり

ア．都市環境（３－①－ア）

●市内にある公園について、安全に利用できるとともに、誰にとっても利用しやすい施設・遊具が整備された公園となるよう、必要に応じて整備を進めます。

●既存住宅ストックの流通促進、空き家の利活用、市営住宅の維持管理などを通じて、子育て世帯や若者にとって住みやすく入手しやすい住宅環境づくりに取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

住宅などの各種相談会の開催、空家等の対策と活用、優良住宅の認定や省エネルギー住宅の補助／ニーズを踏まえた公園整備と遊具更新の実施、遊具点検など公園の維持管理と民間活力を利用したサービスの向上／市営住宅の整備や管理

イ．安全対策（３－①－イ）

●子どもや若者が安心して暮らせる環境を守るため、通学路をはじめとした市内道路や歩道などの安全性確保、自然災害や犯罪、消費者問題に対する意識づくりなどに取り組みます。

▼該当する事業・取り組み

児童生徒の安全確保のための通学路整備／災害対策としての防災教育や訓練等の実施、災害に関する情報発信と自主防災会活動の支援／防犯意識の高揚と自主的な安全活動の推進、防犯環境の整備／消費者問題の啓発と消費者支援／こども対象の「交通安全教室」の実施、放置自転車の撤去などによる安全な交通環境の確保／市道の整備（歩道の段差解消や区画線の設置）、通学路の整備（防護柵の設置や路面への着色）

②地域における交流や活動の場の充実

ア．交流・活動の促進（３－②－ア）

●地域で暮らす子どもや保護者、若者の主体的な活動や交流を、情報提供や相談支援のほか、必要に応じて費用を助成するなどの取り組みを通じてサポートします。

●地域で暮らす子どもや保護者、若者の主体的な学びを支えるため、学習機会の提供に努めます。

▼該当する事業・取り組み

地区公民館における地域住民の交流活動の推進／中央公民館における学習環境の提供／かしはら万葉ホールにおける自主事業公演の実施、施設の維持管理／スポーツを通じた住民の健康増進の向上、スポーツ振興・地域福祉の増進／市民活動公益団体のサポート、申請団体への補助金の交付、ボランティア相談・団体への講座を開催／自治会への連絡調整・補助金交付、自治委員の委嘱

③子育てを支えるネットワークや仕組みの強化

ア．ネットワーク・連携（３－③－ア）

●子どもや保護者、若者をまち全体で支えるため、当事者を支援する組織や団体同士のつながりを強化します。

▼該当する事業・取り組み

教育支援委員会の開催、学校での校務支援システムの活用、教育参与・学校相談員の配置による学校教育行政の推進／学校運営協議会制度の活用、地域と学校での協働を推進

イ．推進体制の強化（３－③－イ）

●まち全体でこどもまんなか社会を実現するために、データに基づいて子どもや若者施策を推進できる環境の充実や行政職員の資質向上、進捗評価の体制構築など、行政における推進体制の強化に取り組みます。

●子どもや保護者、若者に加え、当事者を支援する立場の方々が行政サービスを利用しやすくなるよう、ＩＣＴの導入や活用を進めていきます。

▼該当する事業・取り組み

統計情報の発信／総合計画・総合戦略の策定・進行管理／行政改革の推進／市職員の各種能力を向上させるための研修の実施／教育委員会議の開催／こども計画の策定・進捗管理、子育てガイドブックの作成・配布、子育て情報サイトにて子育て情報の発信、「こどもまんなか応援サポーター」への参加検討／庁内ネットワークの無線化や情報共有ツールの導入による利便性の向上、市役所手続きのオンライン化による手続きのスムーズ化に向けた仕組みづくり／保育園（所）継続入所申請のデジタル化／地域、社会福祉協議会、行政等が協働し、支え合う重層的な地域福祉による支援体制の構築、民生児童委員の活動支援、災害時に自力での避難が難しい方を対象とした、避難行動要支援者制度の充実と平時からの地域との関係性の構築

（５）重点施策

本市でさまざまな取り組みを進める上で、今回実施した各種アンケート調査結果や前回計画の評価等から浮かび上がり、今後特に対応が必要と思われる課題を「重点施策」として掲げ、今後重点的に取り組んでいきます。

重点施策１：自尊感情の醸成と主体性の育成
子どもや若者の主体性を尊重する環境づくり

「こどもまんなか社会」（３ページ参照）においても示されているように、子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会の実現に向けて取り組みを進めていくことが重要となっています。子どもや若者が自分自身の思いや考えを自ら発信できるとともに、その思いや考えを受け止め、支えてあげることが大切であるという考え方をすべての市民に広めていくことが求められます。

アンケート調査では、子ども自身の自尊感情が、子どもの将来に対する期待感に加え、人間関係の構築や学校生活の充実、授業理解の程度などに関連していることがうかがえました。また、自分自身の主体性や尊厳を守ってほしいという意見も多くみられました。

すべての子どもや若者が、自身の希望する将来を実現するためには、子ども自身が自己を肯定的にとらえられるよう、様々な側面からサポートしていく必要があると考えられます。また、子どもや若者の権利が不当に侵害されることのないよう、子どもや若者の支援に関係する様々な組織・団体と連携しながら見守り、対応していく必要があります。これらのことを踏まえ、本市では、子どもや若者の主体性を尊重する環境づくりについて重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取組

●市内の学校や保育・教育施設において、人権尊重の教育を実施
●指導員やスクールカウンセラー等を配置し、いじめの早期発見・早期対応体制を構築
●ヤングケアラーに関する情報発信　など

今後必要となる取組

●「子どもの権利」（子どもの権利条約）について、より多くの人への周知啓発を実施する
●子どもや若者がまちづくりに参画し、意見を表明できる機会や仕組みをつくる
●保護者をはじめ、子どもや若者を支える方々に、子どもや若者の主体性を尊重した接し方について、各種教室や出前講座などの実施により、周知啓発の機会をつくる

重点施策２：平等な機会の提供

すべての子どもや若者の未来を保証できる環境づくり

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、「誰一人取り残さない」ことが基本理念として掲げられており、本市においても、生まれや育ち、性別や体の特徴などによって差別されたり、経験・体験する機会を奪われるたりすることなく、すべての子どもや若者が平等に教育や保育、福祉などを受けることができるような社会の実現を目指していくことが大切であると考えています。

アンケート調査では、経済的に厳しい世帯の場合、学習支援サービスの利用、多様な文化的活動の経験、医療機関の受診などへのアクセスが難しいといった傾向がみられました。また、進学の環境変化による不登校がきっかけで引きこもりになったと想定される子どもも、調査結果では少なからずみられました。

以上の傾向は、子ども自身の学力や社会性、心身の健全な発育など、将来に影響を与える可能性があることから、本市では、様々な機会に平等にアクセスできる環境の充実、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなサポートの充実などに重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取組

●18 歳までの子どもを対象とした、子どもにかかる医療費の窓口負担金の無償化
●子どもの安心・安全な居場所づくり及び地域の大人との体験・交流の機会を提供
●就学前から就学、小学校から中学校などの進学段階における園・学校間での連携
●「ヤングケアラー相談窓口」の設置　など

今後必要となる取組

●地域団体や民間企業などとの連携も検討しながら、多様な体験の機会を提供する
●放課後に子どもが気軽に立ち寄り、友達と遊んだり、勉強ができるような居場所を提供する
●複合的な課題を抱えている世帯を早期に発見し、社会復帰や社会参画も含めて伴走的な支援ができる体制を構築する
●本市の子どもや若者が気軽に相談ができるような相談体制の機能強化を図る
●ネットリテラシー教育の推進を図る

重点施策３：生涯を通じた出会い・成長の支援

新たな出会いや成長に喜びや楽しさを実感できる環境づくり

「人生 100 年時代」と言われる今日においては、一人ひとりの価値観が尊重され、ライフスタイルの多様化も進んでいる一方、人と人の出会いやつながりを大切にし、自身の能力を地域や社会において活かしながら、人生を最期まで自分らしく過ごすことができるよう、「ウェルビーイング」の考え方に基づいた市民生活のサポートが重要となっています。

若者を対象としたアンケート調査では、将来は結婚したい・子どもを持ちたいと願う方、今後も個人の時間を大切にしたいと考える方など、様々な意見がみられました。また、中学生・高校生相当年齢の方を対象としたアンケート調査では、将来なりたい人間像として、自分らしく生きていることや仲間がたくさんいることなどが挙げられていました。

以上を踏まえ、本市としては、パートナーや子ども、ともに活動する仲間など、新たな人との出会いに向けた支援や、将来の自己実現に向けた成長を支える機会の提供など、一人ひとりの価値観を大切にしつつ、つながることの喜び、成長することの楽しさなどをライフステージの様々な段階で実感できる環境づくりについて重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取組

●こども家庭センターを中心とした、周産期からの切れ目ない支援の提供
●こども科学館や昆虫館、博物館など、地域資源を活用した学習・体験機会の提供
●「婚活ルーム」を拠点とした、結婚に関する本人及び親への相談支援　など

今後必要となる取組

●キャリア選択が可能になるようなリカレント教育やリスキリングに適した環境を提供する
●転職や再就職に関する支援の推進を図る
●婚活やパートナーシップ制度、里親や養子縁組などを視野に入れた新たな出会いに関する支援体制を強化する
●持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）やＳＴＥＡＭ教育などを推進する

・リカレント教育…学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。特に、個人が能動的に学ぶ場合を指す。
・リスキリング…現在の職業・職種とは異なる分野のスキル・知識を身につけること。特に、企業が従業者に対して学ぶ機会を提供する場合を指す。
・パートナーシップ制度…自治体が、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。
・ＥＳＤ…Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習や教育活動のこと。
・ＳＴＥＡＭ教育…Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）。Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の５つの領域を対象とした、理系や文系の枠を横断して学び、問題を見つける力や解決する力をはぐくむ学習のこと。

重点施策４：子育て世帯と支え合うまちの実現

すべての人が協働して子どもや若者の未来を応援する環境づくり

子どもや若者の尊厳や主体性が尊重され、心身ともに健やかに発育するためには、保護者をはじめとした、子どもや若者を支える方々を含めた周辺環境も整えていくことが求められます。特に、地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもや若者の健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子どもやその家族、若者への支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子どもや若者支援に関わっていける環境づくりが重要となります。

アンケート調査において、親子の関わりという視点から分析を進めると、保護者自身が強いストレスを抱えている場合、子どもと接する精神的余裕を保つことができず、子ども自身の生活習慣や自尊感情にマイナスの影響を与えている可能性がみられました。特に、母親が時間外勤務等によってストレスを抱えている場合、上記の傾向が強くあらわれています。

上記の傾向の解消に向けて、良好なワーク・ライフ・バランスの実現をはじめ、いわゆる「ワンオペ子育て」にならないよう、パートナーをはじめとした世帯内での意識づくり、地域ぐるみでの子育て支援の推進など、まち全体が一丸となって子育て世帯を支えられる環境づくりに重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取組

●ファミリー・サポート・センターなど、地域の協力による子育て支援事業の実施
●男女共同参画に関する周知啓発の実施
●こども広場や子育て支援センターにおける、子どもや保護者同士の交流機会の提供　など

今後必要となる取組

●ワーク・ライフ・バランスに関する周知啓発を強化する
●良好なワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけを強化する
●パートナー同士が協力して育児に携わることができるよう、意識醸成を図る
●関係機関だけでなく、地域住民も含めた社会全体で子育てに取り組み、困っている子育て世帯を見かけたら、必要に応じて公的機関につなげられるような地域の見守り体制を強化する
●保護者のストレス軽減につながるような相談支援体制や、子どもや保護者同士が交流できる機会を充実させる
●様々な保育ニーズに対応できる保育環境を構築する